



さんかく

※この情報紙は市民からの公募による編集委員によって作成されています。

女性 (Female) と男性 (Male) がともに支え合い、対等な立場で社会 (Society) を形成することを願って!!

第15号 企画課 男女共同参画室 (内線2156)

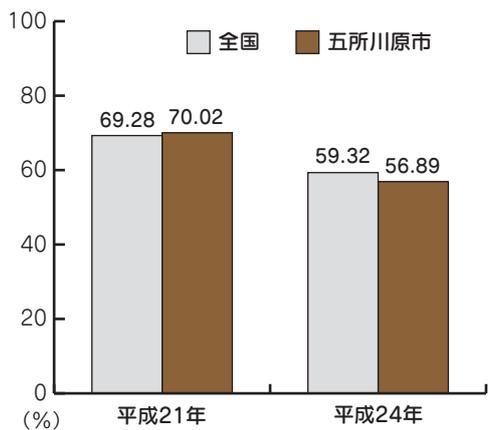
あなたの参政権 眠っていませんか?



平成24年12月16日に行われた衆議院議員総選挙 (小選挙区) の全国投票率は、前回平成21年の69.28%を9.96ポイント下回る59.32%でした。また、五所川原市の投票率は、56.89%と前回平成21年の70.02%から13.13ポイントも下回ったという結果でした。

投票は私たちがもっとも身近に政治参加できる権利です。大切な参政権を改めて見つめ直してみませんか。

衆議院議員総選挙(小選挙区)投票率



「参政権」とは

憲法の基本的人権のひとつで、政治に参加する権利の総称です。代表的なものとして選挙権、被選挙権があります。

参政権の歴史

明治22年 大日本帝国憲法 (明治憲法) 制定
25歳以上の男性で、直接国税15円 (現在のお金で60万円~70万円) 以上を納めている者に選挙権が与えられた。

女性は選挙権だけでなく、いっさいの政治活動も禁止されていた。

男性側からは制限のない選挙権を求める運動が、女性側からは「平塚らいてう」さんや「市川房枝」さんなどによる婦人参政権運動が起こったが、実現には至らなかった。

大正14年 選挙権に納税要件の撤廃、ただし男性のみ。

昭和20年 日本国憲法制定
20歳以上の男女に選挙権が認められた。翌年4月に行われた衆議院議員総選挙では、39人の女性国会議員が初めて誕生した。



~男女共同参画~

豆知識

ベアテ・シロタ・ゴードンさん(女性)の活躍

GHQ憲法草案制定会議のメンバーとして日本国憲法の起草で人権条項作成に携わった、ベアテ・シロタ・ゴードンさんが昨年亡くなりました。ベアテさんは、戦前、日本に住んだことがあり、当時の日本の女性が置かれた状況をよく知っていました。そのため、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を憲法草案に取り入れ、日本国憲法第24条ができました。

このことにより、その後選挙法が改正され、20歳以上の男女に平等に選挙権が認められるものとなりました。

現在のような選挙が行われるようになったのは、
今からわずか67年前のことです。

やっと実現した男女平等の参政権ですが、他の国はどんな状況でしょうか。



オーストラリアでは

有権者に対して法律上投票を義務付ける義務投票制度があります。(強制投票制度とも言います。) 正当な理由なく投票しなかった場合、20豪ドル(日本円にして約2,000円)の罰金が課せられます。(正当な理由があれば罰金は課せられません。) 1924年に義務投票制が始まってから、投票率は95%前後という高い割合で推移しています。



スウェーデンでは

政治や民主主義の教育が重要視されているため、中学、高校生のころから政治に対する関心が高く、義務投票制度がないにもかかわらず、投票率は常に85%~90%前後で推移しています。

ショッピングセンターや駅構内などで投票できたり、投票し直しができる制度があり、利便性が非常に高いのも投票率が高い要因となっています。



ダグラスさんにインタビュー!

五所川原市でALT(外国語指導助手)として勤務しているダグラス・ゴールドスティンさんにアメリカ合衆国の選挙の状況について聞きました。



ダグラスさんからのメッセージ

ガンジーの言葉
Be the change that you wish to see in the world.
(この世界が望む変化にあなた自身がなりなさい。)

初めての投票は、18歳で大学生のときの大統領選挙でした。郡(市)ごとに投票方法は違いますが、そのとき住んでいたペンシルバニア州は、電子投票でした。私に限らずどのような選挙であっても、性別に関係なく人物や政党を考えて投票します。しかし、投票については、支持する政党がある人は投票しますが、支持する政党がない人、どちらが当選しても自分の生活に変わらないと考える人は投票しないこともあるようです。そのためか、大統領選挙の投票率は毎回50%~60%前後となっています。

ダグラスさんからひと言

日本の大学に留学したとき、現実的な夢を抱いている人が多くいたのですが、そうではなく志を高く、自分の可能性をもっと追求し、それにみんなが向かっていけば、日本は男女共同参画が進んだ社会になるのではないかと感じました。

先人たちが苦勞して手に入れた参政権! 未来ある社会のため、一人ひとりが意思を表示し、よりよい社会を目指しましょう。

投票日に投票所へ行けなくてもあきらめないで!

☆期日前投票→

投票日に仕事や旅行等で投票所へ行けない見込みの場合、選挙ごとに異なりますが、6日前~16日前から指定された投票所で期日前投票をすることができます。

☆不在者投票→

(仕事や旅行等で五所川原市の投票所へ行けない見込みの場合)



①不在者投票請求書・宣誓書を提出(家族等可)

②投票用紙等を送付



③届いた投票用紙等を持参



⑤滞在先選管が市選管へ投票用紙を送付

※詳しくは、五所川原市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆今回の「さんかく」編集会議の見学に来られた方から一言いただきました。

話し合いながら内容が深まっていく様子に感心させられました。これからも「さんかく」を楽しみに学んでいきたいと思っています。

私が私らしく生きられるように。(K. N.)

戸編集
さんかく編集委員4名

「さんかく」の編集会議を見学してみませんか? 男性女性問いません。まずはご連絡をください。……企画課男女共同参画室(内線2156)